

大分市に申し入れ 直接支援を求めて！



民商だより

—発行—
大分民主商工会
 大分市大津町1丁目1-29
 TEL 097-503-1319
 FAX 097-503-1688

全商連 HP
www.zenshoren.or.jp
 大分民商 HP
oitaminshou.com

新型コロナウイルスの蔓延拡大をさせないために、飲食店では夜9時までの時短営業・休業要請が大分県から出

ています。ほとんどの民商会員はその要請に応じています。5月31日までの期間が限られているのでその後の心配はしなくてはなりません。要請が解除された時には安心してお店にお客さんが戻ってくる状況にならなければ解除の意味はありません。

それと、飲食店が休業していれば当然、代行運転業は仕事になりません。また、都町でテイクアウトのお店もお客さんが来るはずがありません。飲食店に時短・休業要請がでることによって収入を得ることができなくなる業種も少なくないはずで

分市・商工労働観光部に申し入れに行ってきた。会員・事務局11名と福岡市議、斉藤市議、岩崎前市議の参加です。大分市の商工労働観光部・商工労働課から正池功課長と姫野貴仁参事の二名が対応してくれました。冒頭、5月分の家賃支援事業の発表が今、市長が記者会見していると聞かされ、びっくりしてしまいました。都町の現状を参加者が自分の言葉でしっかりと伝えて

くれました。料飲支部の小野文子さん(理事)からは「家賃支援事業では自分たちの要求が反映されていて嬉しい」、木下良さん(居酒屋)からは「時短・休業要請に対する見回りに来る人たちに對して自分たちが信用されていないように感じられてほしい」、是永礼子さん(スナック)からは「コロナ対策を一生懸命できることはやっている。自分たちは営業していることが、生活でもあり生きがいでもある。なんとか続けてい

きたい。」、松下親治さん(たこ焼き屋)は「都町の真ん中に店があるのに時短や休業で人がいない。どうやって商売をつづけていけというのか。魚のいない池でどうやって魚を釣れというのか。税金だつて払うことができなない。」と参加者それぞれが精一杯やっているが、もうどうにもならない今の現状を切実に訴えました。



真剣に訴える木下良さん(居酒屋)

- ★毎週火曜日 会員訪問デー 一人でも多くのご参加を！
- ★婦人部 パソコン教室 毎週水曜日
- ★毎週火曜日 会員訪問デー 一人でも多くのご参加を！

一時支援金のお知らせ

今年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けて2019年比または2020年比で2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少した旅行関連業(飲食業、宿泊業、土産物等小売業)の方は申請することができます。

個人30万、中小法人60万が上限
 申請期限2021年5月31日

大分市家賃支援金は5月分が発表されました。
申請は6月15日からです。

一人で悩まずに相談を

毎月第3月曜日 なんでも相談会

6月のなんでも相談会は21日です。
 急ぎの相談がある方は、
 近くの役員か民商まで連絡ください。

- 2021年6月
- 1日 三役会
 - 9日 婦人部三役会
 - 11日 料飲支部ミーティング
 - 13日 大分民商定期総会
 - 14日 婦人部ヨガ教室
 - 17日 財政委員会
 - 19日 事務局員交流会
 - 21日 なんでも相談会